

添付法令資料 4 :

会計及び独立監査の分野における行政違反処罰を定めるベトナム政府の議定（目次）
2018年3月12日付第 41/2018/ND-CP 号議定／18.05.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 6 条）
- 第 2 章 会計分野における処罰形式及び処罰額
 - 第 1 目 会計業務における違反行為（第 7 条ないし第 18 条）
 - 第 2 目 会計実務家及び会計サービス業務従事登録者に対する会計人員証明書の試験及び知識更新トレーニングに関する規定に対する違反行為（第 19 条及び第 20 条）
 - 第 3 目 会計サービス業務従事に関する規定に対する違反行為（第 21 条ないし第 23 条）
 - 第 4 目 会計サービス経営に関する規定に対する違反行為（第 24 条ないし第 28 条）
 - 第 5 目 国境を越えた会計サービスの提供及び利用に関する規定に対する違反行為（第 29 条ないし第 32 条）
 - 第 6 目 通知及び報告に関する規定に対する違反行為（第 33 条及び第 34 条）
 - 第 7 目 会計サービス活動の検査に関する規定に対する違反行為（第 35 条）
- 第 3 章 独立監査分野における処罰形式及び処罰額
 - 第 1 目 監査人員に対する証明書及び知識更新トレーニングに関する規定に対する違反行為（第 36 条及び第 37 条）
 - 第 2 目 監査業務従事登録に関する規定に対する違反行為（第 38 条ないし第 40 条）
 - 第 3 目 監査サービス経営条件及び会計サービス経営に関する規定に対する違反行為（第 41 条ないし第 43 条）
 - 第 4 目 監査活動に関する規定に対する違反行為（第 44 条ないし第 52 条）
 - 第 5 目 被監査単位に関する規定に対する違反行為（第 53 条ないし第 55 条）
 - 第 6 目 公共利益を有する単位の財政報告の監査に関する規定に対する違反行為（第 56 条ないし第 61 条）
 - 第 7 目 国境を越えた監査サービスの提供及び利用に関する規定に対する違反行為（第 62 条ないし第 65 条）
 - 第 8 目 通知及び報告に関する規定に対する違反行為（第 66 条及び第 67 条）
 - 第 9 目 監査サービスの品質検査に関する規定に対する違反行為（第 68 条）
- 第 4 章 会計及び独立監査分野における行政違反記録作成及び処罰の権限（第 69 条ないし第 71 条）
- 第 5 章 施行条項（第 72 条及び第 73 条）